

防災委員会運営規準

設定 平成 26 年 5 月 18 日
最終改定 令和 2 年 2 月 18 日

この規準は「霧が丘グリーントウン第四住宅防災委員会細則」(以下「細則」という。)を補完し、具体的な委員会運営方法を定めたものである。

(1) 防災委員会の構成

防災委員会は委員と協力委員で構成される。

① 委員

防災委員は管理組合の前期理事 2 名、自治会の前期役員 2 名および公募された人から構成される。

参加時期は毎期 6 月からとし 5 月末までを任期とする。

② 協力委員

大地震発生時に GT4 の共助活動に協力してくださる居住者を、防災委員会の「協力委員」として登録し、日常の防災活動でも防災委員会活動を支援する。

■ 協力委員の資格

霧が丘グリーントウン第四住宅に居住している成人で、下記のいずれかに該当する者。

- ・ 防災委員を経験し、退任後協力委員就任を承諾された方
- ・ 「災害時助け合い連絡票」でボランティア活動の協力を申し出た方

■ 協力委員の役割

- ・ 大地震発生時に災害対策本部員として、GT4 の共助活動に積極的に協力する
- ・ 毎年 1 回実施する「拡大委員会」に出席する
但し、必要に応じて「臨時拡大委員会」を開催することがある
- ・ GT4 の防災活動が効率的かつ円滑に行えるように、GT4 の平時及び大地震発生時の活動を理解し、情報を共有する
- ・ 防災訓練に参加し、居住者のリーダー的存在として活動する

■ 協力委員の任期

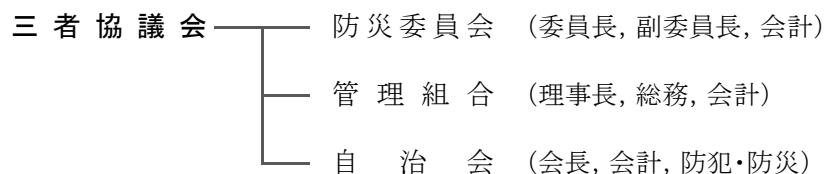
- ・ 任期は設定しない
- ・ 退任は本人の申し出による

(2) 三者協議会の運営

■ 三者協議会の目的

細則に基づいて、防災委員会、管理組合、自治会の協力関係強化を図り、第四住宅の防災活動を円滑に運営することを目的とする。

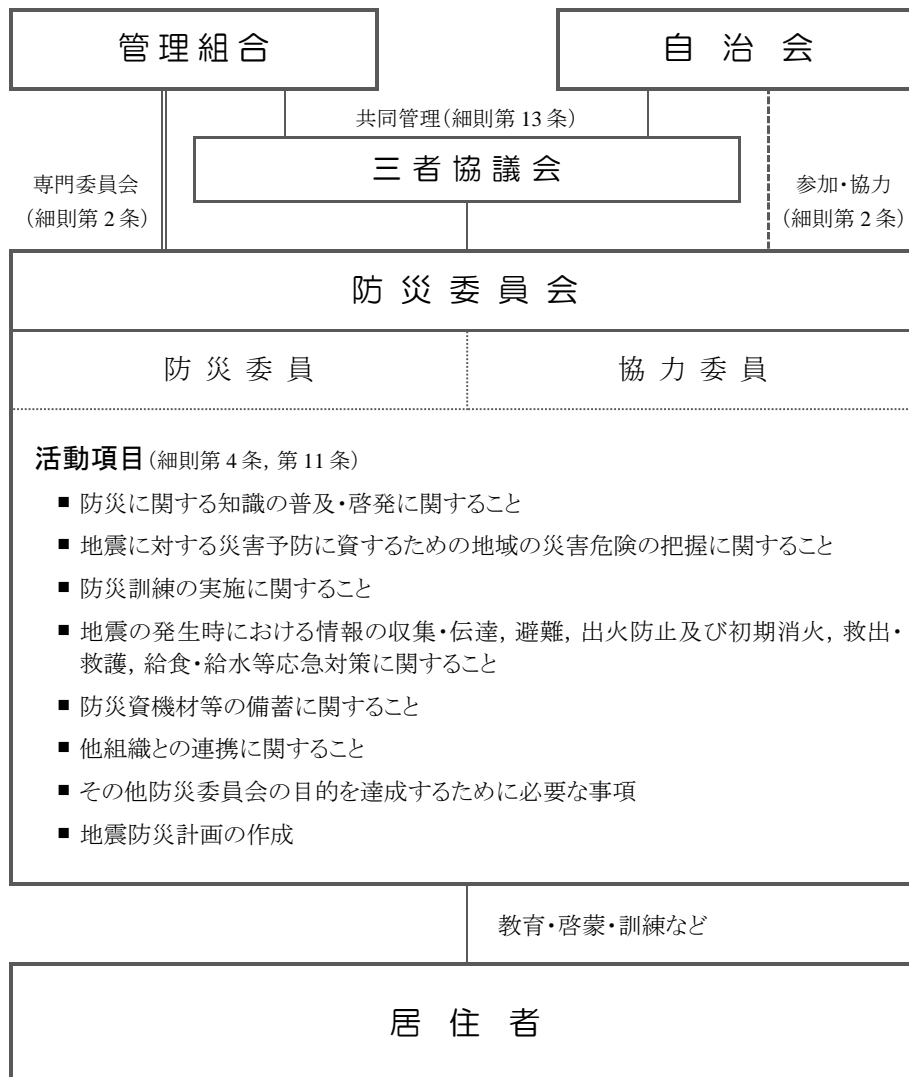
■ 三者協議会の構成



- ・ 事務局は防災委員会とする

- 三者協議会の開催
 - ・ 毎年 6 月と 1 月に定例協議会を開催する
 - ・ 協議が必要な事項が生じた場合は、随時開催する
- 協議事項
 - ・ 防災活動体制と覚書記載事項の確認(6 月)
 - ・ 当年度防災活動計画及び予算の確認(6 月)
 - ・ 当年度防災活動報告と会計報告(1 月)
 - ・ 次年度防災活動計画と予算の協議(1 月)
 - ・ その他協議が必要な事項(随時)

【参考】 防災委員会の位置づけ



細則 : 霧が丘グリーントウン第四住宅防災委員会細則

覚 書

令和 2 年 2 月 18 日

管理組合(以下「甲」という)と自治会(以下「乙」という)及び防災委員会(以下「丙」という)は、防災資機材・備蓄品購入と管理, その他に関する事項についての覚書(平成 27 年 8 月 17 日締結)の内容の一部を変更することに合意したので令和 2 年 2 月 18 日 本覚書を締結する。

(防災資機材・備蓄品購入と管理に関する合意事項)

1. 備蓄品

備蓄品はあくまでも弱者救済のものとし, 各家庭での備蓄を基本とする。

2. 購入計画

甲, 乙及び丙で協議・決定し, 管理組合・自治会の承認を得る。

3. 購入費用

甲と乙は, 防災資機材・備蓄品の購入に関して費用を負担する。

丙は, 甲及び乙に予算申請し, 甲及び乙は決定予算に基づいて購入負担する。

4. 購入手続き

防災資機材・備蓄品の購入手続きは, 丙が行うものとする。購入・費用処理等は丙の会計班が作成した「防災活動／施策に関わる費用処理について」別紙に準ずる。

5. 所有管理

平成 27 年 7 月現在, 甲及び乙が所有・管理している防災関連品の管理を丙に移管するが, 購入元と資産保持者は甲及び乙とする。

(その他に関する合意事項)

1. 防災に関する市・連合等の対外的な窓口

防災に関する市・連合等の対外的な窓口は, 乙が継続して行う(平成 26 年 6 月 7 日に締結した覚書に準ずる)。

2. 三者協議会の開催

甲, 乙及び丙による三者協議会を年 2 回開催する。なお, 協議を必要とする事項が生じたときは, 速やかに臨時に開催して, 課題を解決する。

三者協議会の運営方法は管理組合の運用規準で定める。

(協議事項)

本覚書に定めのない事項, または本覚書に定める各条項について疑義のある場合には, その都度甲, 乙, 及び丙は誠意をもって協議の上, 決定する。

3 者の協議の結果, 変更の必要が生じた場合, 新たな覚書を締結することとする。

本覚書の内容及び締結の証として本書 3 通を作成し, 甲, 乙及び丙の代表者は記名捺印の上, 各 1 通を保有する。

